

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		入居許可の取消し
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営住宅管理条例第 42 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 9 年 6 月 27 日条例第 17 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課住宅係
処 分 基 準	基 準	(使用許可の取消し) 第 42 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市公営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 許可法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市公営住宅建替事業の施行に伴い市公営住宅を除却するとき。 (3) 市公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続・弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(平成30年4月1日作成)

処 分 名		明渡し請求
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営住宅管理条例第35条
法 令 (例 規) 番 号		平成9年6月27日条例第17号
関 係 条 項		美唄市営住宅管理条例第29条・第31条・第35条
所 管 課 係 名		都市建築住宅課住宅係
処 分 基 準	基 準	(高額所得者に対する明渡し請求) 第26条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、市公営住宅の明渡しを請求することができる。 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市公営住宅を明け渡さなければならない。 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者に次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において、同項の期限までにその者から申出があったときは、同項の期限を延長することができる。 (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。 (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。 (建替事業による明渡し請求等) 第31条 市長は、市公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市公営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。この場合において、市長は当該請求に係る者に対して、必要な仮住居を提供するものとする。 [法第38条第1項] 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市公営住宅を明け渡さなければならない。 (市公営住宅の明渡し請求) 第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、市公

		営住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。 (2) 入居者が家賃を 3 月以上滞納したとき。 (3) 入居者が市公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。 (4) 入居者が正当な事由がなくて 1 月以上市公営住宅を使用しないとき。 (5) 入居者が第 13 条、第 14 条及び第 22 条の規定に違反したとき。 [第 13 条] [第 14 条] [第 22 条] (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。 (7) 市公営住宅の借上げの期間が満了したとき。 2 前項の規定により市公営住宅の明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに市公営住宅を明け渡さなければならない。 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付された家賃の額との差額に年 5 分の割合による納付期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 市長は、第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該市公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。 5 市長は、第 1 項第 7 号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の 6 月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。 6 市長は、市公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 34 条第 1 項の通知をするものとする。 [借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 34 条第 1 項]
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	意見陳述の手続—聴聞

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		過料処分
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営住宅管理条例第 68 条
法 令 (例 規) 番 号		平成 9 年 6 月 27 日条例第 17 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		都市建築住宅課住宅係
処 分 基 準	基 準	(過料) 第 68 条 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。
	処分基準の未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続—聴聞